

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

## 株式会社ウエストホールディングス 第3回無担保私募債に対して Green1 を付与

評価対象	：	株式会社ウエストホールディングス 第3回無担保社債 (株式会社西日本シティ銀行保証付および適格機関投資家限定)
分類	：	私募債
発行額	：	2億円
発行日	：	2020年2月25日
償還日	：	2025年2月25日
償還方法	：	6カ月毎定時償還
資金使途	：	太陽光発電設備の建設資金に対するリファイナンス

### <グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g 1
管理・運営・透明性評価	m 1

## 第1章: 評価の概要

株式会社ウエストホールディングスは、トータルエネルギーソリューション企業として、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー事業、省エネ事業、電力事業を行うウエストグループの持株会社である。1984年5月に西日本鐘商株式会社として設立後、1985年4月に西武ハウス工業株式会社、1989年6月に株式会社ウエストに改称、2006年3月に持株会社体制に移行し、現在に至る。設立当初は住宅サービス事業を営み、2006年の太陽光発電事業参入後、2012年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&Mといった太陽光事業全般への取り組みを順次開始した。2014年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電

力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。

ウエストホールディングスは全国各地の地域金融機関や自治体と提携し、環境取り組みを推進する経営姿勢を特色としており、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じた積極的な事業展開を経営の主眼としている。

今回評価対象となる私募債（本私募債）の資金使途は太陽光発電設備 2 件の建設資金に対するリファイナンスである。同設備の年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量は、約 739t-CO<sub>2</sub>/年と見込まれており、環境改善効果を有する。また、ウエストホールディングスは社内における許認可申請や事前説明、環境アセスメント等を通じ、事業実施に際して想定される環境への負の影響を特定し、適切な回避・緩和策を講じている。以上より、JCR は本私募債の資金使途について、環境改善効果を有すると評価している。

資金使途の選定については、グリーンファイナンス・フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、ウエストホールディングスないしはグループ会社であるウエストエネルギーソリューションの取締役会にて機関決定が行われている。また、グリーンファイナンスによって調達された資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本フレームワークについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

この結果、今回の評価対象である私募債について、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

JCR は、本社債は、グリーンボンド原則<sup>1</sup>および環境省によるグリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると評価している。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版 [http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond\\_guideline2017.pdf](http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf)

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本私募債の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a.プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の 100%が太陽光発電設備の建設資金に対するリファイナンスであり、環境改善効果を有する。

本私募債の資金使途は以下に記載した 2 件の太陽光発電設備 (本発電設備) の建設資金に対するリファイナンスである。本発電設備はいずれも 2014 年に運転を開始し、現在も稼働中である。各種条件を加味した本発電設備による年間発電量は約 1,599,000kWh、年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量は約 739t-CO<sub>2</sub>/年となる見込みである。

ウエストホールディングスは、太陽光発電設備の企画・建設を行う株式会社ウエストエネルギーソリューションや、太陽光発電設備の監視・管理・保守サービスの提供を行う株式会社ウエスト O&M 等をグループ内に有している。ウエストホールディングスは 2006 年の太陽光発電事業参入後、2012 年には太陽光を主力事業と位置付けており、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、豊富な事業開発および施工の実績を有する。また、発電開始後の O&M に関しても、第 1 種電気主任技術者をはじめとする多数の技術者による専門的知識と、数多くの施工・運営の実績によって蓄積されたノウハウを活用したサービスを提供する体制が整えられている。

本発電設備は、CO<sub>2</sub> 排出削減効果を有するとともに、豊富な実績とノウハウを有するウエストホールディングスおよびグループ各社によって事業開発・施工・O&M が行われたものであることから、CO<sub>2</sub> 排出が着実に削減されることが見込まれる。

したがって、JCR は本私募債の資金使途について、CO<sub>2</sub> 排出削減による環境改善効果を有するものであると評価している。

(対象事業の概要)

プロジェクト名	所在地	発電出力 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	年間 CO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
鞍手町中山 MS 発電所	福岡県鞍手郡鞍手町	805	844,000	390
宗像市河東原ノ木 MS 発電所	福岡県宗像市	721	755,000	349

※発電出力、年間発電量はウエストホールディングス提供の資料に基づく

※年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量計算方法 = 年間発電量 × 調整後排出係数(平成 30 年度(最新の数値))

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

2018年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点やCO<sub>2</sub>を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は2030年・2050年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

太陽光発電は同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった再生可能エネルギーに存在する課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。太陽光発電は発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないのみならず、発電装置の工場製造時におけるCO<sub>2</sub>を考慮したライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量で比較しても火力発電の数十分の一であり、そのCO<sub>2</sub>排出削減効果は大きい。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。ウエストホールディングスが本私募債の資金使途としている太陽光発電設備は、そうした再生可能エネルギーの導入に貢献するものであり、グリーンボンド原則・グリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

## b. 環境に対する負の影響について

ウエストホールディングスは、本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークにおいて、環境に対する負の影響について以下の通り定めている。

### ■プロジェクトが環境に与えるネガティブな影響とその対処方法

#### 1. 想定されるリスクおよび基本対応方針

- 太陽光発電設備の設置に伴う環境および地域へのネガティブインパクト（土砂災害、光害、美観等）

当社グループにおけるメガソーラー発電所の開発に際しては、地方自治体が管轄する農地転用、林地開発などの許認可取得が必要な場合がある。また、その許認可取得には地権者及び周辺地域住民の理解と協力が必要となる。

開発土地については、事前調査を行い各種認可取得に必要な措置を講じ、地域住民向け説明会を通じて地域住民の皆様の理解を得ながら事業化を進める方針としている。

#### 2. 具体的なリスク緩和対応

当社グループが開発施工する太陽光発電所は、工事仕様書、土木工事仕様書等で環境に対する影響を洗い出し対応方針を定めている。

##### (1) 現地調査

当該工事場所の周辺道路状況、既設構造物、既設埋設物、周囲環境等を考慮し現地調査を実施する。

(続く)

(続き)

(2) 法令準拠（環境関連）

関連法令および諸規則を事前に洗い出し遵守を定めている。

『建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法、砂防法、河川法、海岸法、下水道法、航空法、森林法、農地法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、電気事業法、消防法、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、土壤汚染対策法、文化財保護法、環境影響評価法、景観保護条例、など』

また、一定規模以上の土地の改変については環境アセスを実施する。

(3) 本仕様書において、特に環境に関する事項として下記のように定めている。

当社は、工事の遂行にあたり、環境保全（周辺環境の保全、大気汚染、土壤汚染及び水質汚濁ならびに地下水位低下等の防止）に関する諸法規を順守しなければならない。

①振動、騒音、濁水等の公害防止のための施工方法の選定に留意し、施工中の公害防止に努めること。

②工事用車両が工事用地等から出庫する場合には、公道に土砂等を引き出さないよう公道の汚損防止に努めなければならない。公道を汚した場合には、請負者の負担と責において、速やかに清掃するものとする。

③周辺の動植物の保護並びに本件工事への理解活動に努めること。

④工事施工（工事車両等の通行含む）により公道及び工事用仮設道路等を損傷した場合は、原則として請負者の負担と責において復旧すること。ただし、復旧に先立ちその損傷状況について速やかに発注者及び道路の管理者に連絡し、関係者にて協議の上、必要な対策を講じなければならない。

ウエストホールディングスは本発電設備の建設にあたり、上記グリーンファイナンス・フレームワークに基づき、社内において許認可申請や事前説明、環境アセスメント等を行っている。JCR はウエストホールディングスが本発電設備の建設に際し、土木工事仕様書記載の現場施工不具合事例等を参照のうえ、環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じたことを確認した。

## c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1.資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本私募債を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

ウエストホールディングスは、本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークにおいて、本私募債を通じて実現しようとする目標を以下の通り定めている。

##### ■長期ビジョンに立った投資方針

当社は、「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」をグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。

ウエストグループは、事業活動のなかで地球環境を考えたトータルエネルギーソリューション、なかでも太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーと省エネルギーを社会に提供することで、化石燃料に頼らない「脱炭素社会」の実現および持続可能な社会づくりに貢献し、SDGs達成を積極的に推進する。

本私募債の資金使途は、太陽光発電設備の建設資金に対するリファイナンスに充当される予定であり、ウエストホールディングスがグリーンファイナンス・フレームワークにおいて掲げる、「化石燃料に頼らない『脱炭素社会』の実現および持続可能な社会づくりに貢献し、SDGs達成を積極的に推進する」という目標に沿うものである。JCRは本私募債の資金使途がウエストホールディングスのグリーンファイナンス・フレームワークおよび「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」とするウエストホールディングスのグループビジョンと整合的であることを確認した。

##### b. 選定基準

ウエストホールディングスのグリーンファイナンス・フレームワークにおける資金使途の選定基準は、以下の通り定められている。

##### ■適格性基準

資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準（工事仕様書、土木工事仕様書）に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること。
- ・対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であること。
- ・対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること。

上記選定基準は、環境に対する負の影響を適切な許認可申請や環境アセスメント、周辺住民への事前説明等を通じて回避・緩和しようとするものである。JCRは上記選定基準について、グリーンファ

イナンスの対象を再生可能エネルギー発電設備のうち環境改善効果を有する事業に限定するものであり、適切であると評価している。

### c. プロセス

ウエストホールディングスのグリーンファイナンス・フレームワークにおけるプロジェクトの選定プロセスは、以下の通り定められている。

#### ■適格プロジェクトの選定プロセス

##### 1. プロジェクト選定関与者

- ・調達資金の用途となるプロジェクトは、当社グループの事業会社である（株）ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定を行う。

##### 2. プロジェクト選定プロセス

- ・（株）ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議は同社メガソーラー事業本部の開発部、業務・情報管理部、販売部、ならびに工務本部、品質管理部で構成され、総合的に分析・検討を行う。
- ・開発対象プロジェクトは、全案件が（株）ウエストエネルギーソリューション取締役会に付議され機関決定される。
- ・また、50百万円以上の開発案件はさらに（株）ウエストホールディングス取締役会に付議され機関決定される。

JCR は、プロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が適切に関与していると評価している。また、本私募債のプロジェクト選定においても、上記のプロセスを経て決定されたことを確認した。

なお、上記の目標、選定基準およびプロセスは、本私募債に関する契約書において投資家に開示予定であり、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドの発行により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a. 本私募債で調達した資金は太陽光発電設備の建設資金に対するリファイナンスに全額充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。また、本私募債で調達した資金は本私募債発行時点で一括充当される予定である。
- b. 本私募債で調達した資金は専用口座において管理が行われ、全額が資金使途のグリーンプロジェクトに紐付けられる。当該資金管理はウエストホールディングスおよびウエストエネルギーソリューション各社が定める職務権限基準に基づき、確認が行われる。
- c. 入出金に関する帳票や金融機関との契約書といった資金管理に関する文書および電子ファイルについては、本私募債の償還期間まで保存される予定である。
- d. 本私募債で調達した資金の管理については年度毎の計画に基づいた監査が行われる。
- e. 本私募債で調達した資金は本私募債発行時点で一括充当されるため、未充当資金は発生しない。また、未充当資金が発生しない旨は投資家に対しても面談等において開示されている。

JCR はウエストホールディングスの資金管理について、資金の充当計画が適切に策定されており調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当されること、追跡管理が適切に実施されること、追跡管理にかかる内部統制が適切に図られていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

ウエストホールディングスは、本私募債の資金使途である太陽光発電事業の口座管理状況について、投資家に対して半年ごとに開示する予定である。また、本私募債で調達した資金は全額リファイナンスで即時充当される予定であることから、未充当資金は発生しない。

##### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

ウエストホールディングスは、本私募債の資金使途である太陽光発電事業の発電状況および発電量について、投資家に対して半年ごとに開示する予定である。

JCR は、本件が私募債についてのレポーティングであることに鑑みると、資金の充当状況および環境改善効果の両方について投資家に対して詳細かつ実効性のある形で開示される計画であり、適切な内容であると評価している。

## 4.組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド調達方針・プロセス・グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

ウエストホールディングスは「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」ことをグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。ウエストホールディングスは 2006 年の太陽光発電事業参入後、2012 年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&M といった太陽光事業全般への取り組みを順次開始した。2014 年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。

ウエストホールディングスは再生可能エネルギー事業、とりわけ太陽光事業全般において、豊富な実績を有する。メガソーラーの施工実績は 269 か所・総出力約 350MW 超となっており、これらは傾斜地や変形地、山間部のほか、日本初のフロート式水上メガソーラーといった様々な用地の特性に合わせた事業開発・施工・O&M を可能とする技術力によって実現されている。そのほか、産業用太陽光発電の施工・販売実績は 10,557 か所、住宅向け太陽光の施工・商材販売は 49,035 棟、O&M のサービス実績は 415 サイト 433MW と、いずれの分野においても着実に実績を積み重ねている。

ウエストホールディングスは再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環の実現に向けた取り組みについても注力している。再生可能エネルギーと省エネを J-クレジット制度によって環境価値化することで得た収益を子育て支援や植林事業等へ寄付する CoCoLo プロジェクトはその一例であり、全国各地の地域金融機関と連携し、地方創生を推進している。そのほか、自治体と提携し、再生可能エネルギーを軸とした総合エネルギーマネジメント事業による地域創生を目指す日本版シュタットベルケ構想や、農林中央金庫・信用農業協同組合連合会および全国の JA と提携し、営農と太陽光発電の両立を行うソーラーシェアリングなどについても積極的に取り組んでいる。ウエストホールディングスの地域創生・活性化に向けたこれらの取り組みはウエストホールディングスの事業成長と軌を一にして発展している。こうした全国各地の地域金融機関や自治体と提携し、環境取り組みを推進する経営姿勢はウエストホールディングスの特色であり、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じ、ウエストホールディングスの事業活動が共に拡大するという好循環が形成されている。

ウエストホールディングスは、自社およびグループ各社に事業内容に応じた専門家を多数擁し、日々事業運営を行っているほか、必要に応じて外部の専門機関等と連携し、その知見を活用するなど、会社そのものが環境に対する専門的知見を有すると位置づけられる。また、本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークの策定のほか、本私募債によって調達した資金の用途選定およびそのプロセスにおいても、そうした専門的知見は十分に反映されている。

以上から、JCR ではウエストホールディングスの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署および外部機関との連携によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

### ■評価結果

本私募債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。また、本私募債は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

### ■評価対象

発行体：株式会社ウエストホールディングス（証券コード：1407）

#### 【新規】

対象	発行額	発行日	償還日	評価
第3回無担保社債 （株式会社西日本シティ銀行保証付 および適格機関投資家限定）	2億円	2020年2月25日	2025年2月25日	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

（担当）梶原 敦子・垣内 洋椰

## 本件グリーン債券評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーン債券評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーン債券評価は、評価対象であるグリーン債券の発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーン債券の資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーン債券で調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーン債券評価は、グリーン債券の発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーン債券評価は、グリーン債券が環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーン債券の発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーン債券評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーン債券評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーン債券評価は、評価の対象であるグリーン債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーン債券評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーン債券評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーン債券評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーン債券評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーン債券評価**：グリーン債券の発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーン債券の資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーン債券外部レビュー者登録
- ・ ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル